

【概要版】

流山市新型インフルエンザ等対策行動計画

I はじめに

行動計画改定の経緯

国は、平成１７年に「新型インフルエンザ事前対策計画」を策定し、県においても同年に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

その後、特措法（※）に基づく行動計画とするため、国は平成２５年に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定し、県は同年「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の対応等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和６年に政府行動計画の抜本的な改定が行われ、それを踏まえて県においても令和７年に改定が行われた。

市では、政府、県行動計画の改定を受け、新型コロナウイルス感染症対策として、流山市新型コロナウイルス感染症対策本部の立ち上げや新型コロナウイルスワクチン接種担当室の設置などの対応を行ってきた経験を踏まえて、市の計画の改定を行う。

＜国計画＞新型インフルエンザ等対策政府行動計画（特措法第６条） 令和６年７月改定
＜県計画＞千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（特措法第７条） 令和７年３月改定

国、県の改定を受け市計画の改定を行う



＜市計画＞流山市新型インフルエンザ等対策行動計画（特措法第８条）

※特措法…新型インフルエンザ等対策特別措置法

市行動計画の位置づけ

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症は以下のとおりとする。

- ① 感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ② 感染症法第６条第８項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- ③ 感染症法第６条第９項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

II 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

対策の目的及び基本的な戦略

- 県が掲げる次の目的及び基本的な戦略に基づき、市の対策を講じる。
- （１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
 - （２）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国全体として万全の体制を整備する責務を有し、世界保健機関（ＷＨＯ）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。また、ワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。政府対策本部では基本的対処方針を決定し、対策を推進する。

（２）県の役割

基本的対処方針に基づき、県域で実施する新型インフルエンザ等対策を推進する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。市町村と連携を図り対策を支援する。

平時から医療提供、検査及び宿泊療養体制を構築する等計画的に準備し、有事には迅速に対策を実行する。政府対策本部が設置されたときは、直ちに県対策本部を設置し、対策を実施する。

（３）市の役割

住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣市と緊密な連携を図る。

対策の項目（裏面参照）と横断的視点

市行動計画は裏面の７項目を主な対策項目とする。対策の実効性を向上させるため、「人材育成」「県及び近隣自治体との連携」「ＤＸの推進」の視点は複数の項目に共通して考慮すべきである。

感染症対応のシナリオ

各対策項目を設定する際には、次の３期に分けた構成とする。

【準備期】予防や平時の準備に関すること

【初動期】感染症のまん延の可能性を探知して以降、基本的対処方針が定められ、実行されるまでの間

【対応期】国の基本的対処方針が定められて以降

Ⅲ 7つの対策項目の市の考え方及び取り組み

Ⅰ 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合には、全庁一体となった取り組みを推進するための体制を構築する。長期間にわたる対応や、ワクチン接種等の大きな状況の変化がある場合には、状況に応じた新たな体制を構築し、市対策本部を持続可能なものとする体制とする。

【準備期】事業継続計画や職員の研修・訓練及び関係機関等との連携の強化を図る

【初動期】【対応期】市対策本部の設置及び人員の確保等、庁内体制を構築する

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機管理において、市の対策の方針の意思決定と効果的な感染症対策のための情報把握をし、庁内及び関係機関と共有する。

啓発には各種媒体を活用して、感染者等の人権を守り、偽・誤情報が拡がらないよう科学的根拠等に基づく情報を発信し、感染症に関する理解を深めるような情報提供となるよう努める。

【準備期】基本的な情報、対策、発生時の行動等について各種媒体を利用し、適切な配慮をしつつ情報提供を行う

【初動期】【対応期】保健所や関係機関と連携し、市の取り組みへの協力を依頼する

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時に、市民や事業者から、国・県が行う「まん延防止対策」への理解・協力を得ることで、社会的影響の緩和を図る。

【準備期】基本的な感染対策の啓発及び感染拡大防止等について、平時から理解促進を図る

【初動期】国からの要請を受けて、事業継続計画に基づく対応の準備を行う

4 ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

特定接種・住民接種とも、実施決定後は速やかに希望者が接種を受けることができる体制を構築し、円滑な接種を実施するために、平時から必要な準備を行う。

【準備期】【初動期】必要な資材の確保方法を確認し、必要時に速やかに確保できる準備をする
特定接種と住民接種について

	特定接種	住民接種
法的根拠	特措法第28条	特措法第27条の2
対象	医療、国民生活・経済安定事業等従事者	予防接種法第6条第3項に基づき定める

【対応期 前期】特定接種を実施する場合、医師等の確保を図る。住民接種が見込まれる場合は、接種予定者の把握、実施方法の検討及び接種に必要な資材の確保に向けた調整をする

【対応期 後期】住民接種を行う場合は、新たに新型インフルエンザ等のワクチン接種を専門に担当する部署を設置するための組織・人員体制の構築及び必要な予算措置を行う

5 保健

【対応期】松戸保健所の協力依頼に基づき、患者やその濃厚接触者に対して、健康観察を行う

6 物資

【準備期】感染症対策物資等を備蓄し、有事に必要な感染症対策物資等を確保する

7 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に事業継続のために必要となる感染対策等の準備等を呼びかける。新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民・事業者等がそれぞれの役割を果たし、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【準備期】関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する

【初動期】事業者、従業員の健康管理を徹底及び職場における感染対策について要請する

【対応期】市民等に、生活必需品等購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかける
生活必需品等の高騰、買占め及び売惜しみがないう、国・県の取組みに協力する

作成：流山市役所 健康福祉部 健康増進課 電話 04-7154-0331